

伊万里市重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき、在宅の重度障害者等に対し、介護・訓練支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、もって重度障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「重度障害者等」とは、市内に居住地を有する障害者等とする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第3条 給付等の対象となる用具及びその対象者は、次の各号に掲げるものとする。
ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除く。

- (1) 給付等の対象となる用具の種目は、別表第1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる重度障害者等とする。
- (2) 用具の貸与の対象者は、前号に掲げる重度障害者等であって、所得税非課税世帯に属する者とする。

(給付の基準)

第4条 用具の給付は、原則として1世帯あたり同種目1件とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 排泄管理支援用具の給付を受けるとき。
- (2) 故障等の原因により、給付した用具を使用することが困難となった場合において、当該用具を修理することができないとき。
- (3) 給付した用具が別表第1に規定する耐用年数を経過した場合において、新しい用具の給付が合理的又は効果的なものであると伊万里市福祉事務所長（以下

「所長」という。)が認めるとき。

(4) その他所長が必要と認めるとき。

(申請)

第5条 用具の給付等の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、重度障害者等日常生活用具給付(貸与)申請書(様式第1号)を所長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請者が難病患者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病(平成27年厚生労働省告示第292号)に掲げる疾病による障害の程度が継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の者をいう。)であるときは、前項に規定する申請書に難病患者等日常生活用具給付診断書(様式第2号)を添付しなければならない。ただし、申請者が現に他の事業の提供を受けており、症状等の確認ができる場合は、これを省略することができる。

(調査)

第6条 所長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、重度障害者等日常生活用具給付(貸与)調査書(様式第3号)を作成し、給付等の要否を決定しなければならない。

(決定)

第7条 所長は、前条の調査により用具の給付等を決定したときは、重度障害者等日常生活用具給付(貸与)決定通知書(様式第4号)により、給付等を却下したときは、重度障害者等日常生活用具給付(貸与)却下通知書(様式第5号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 所長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、重度障害者等日常生活用具給付(貸与)券(様式第6号。以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。

(業者への通知)

第8条 所長は、用具の給付等を決定したときは、重度障害者等日常生活用具給付（貸与）委託通知書（様式第7号）により用具納入業者（以下「業者」という。）に通知するものとする。

（用具の給付）

第9条 第7条第1項の規定により用具の給付の決定を受けた者（以下「給付等決定者」という。）は、業者に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（用具の貸与）

第10条 用具の貸与の決定を受けた者は、所長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに所長が貸与取消しの決定を行わないときは、1年その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

（費用の負担）

第11条 給付等決定者又はこの者を扶養する者（以下「納入義務者」という。）は、当該用具の給付等に要する費用の1割の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額（以下「自己負担額」という。）の上限額は、別表第2に定める。

（業者への支払い）

第12条 所長は、業者から用具の給付等に係る費用の請求があったとき（給付の場合は、給付券を添付して）は、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表第1の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。

（貸与の取消し）

第13条 所長は、用具の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、

貸与を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市内に居住地を有しなくなったとき。
- (3) 重度身体障害者等でなくなったとき。
- (4) 用具の貸与を必要としなくなったとき。

(譲渡等の禁止)

第14条 給付等決定者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第15条 所長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等の助成を受けた者があるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(排泄管理支援用具の特例)

第16条 重度障害者等の申請の手続の利便を考慮し、排泄管理支援用具については、1回の申請につき、別表第1に定める基準額の範囲内で1か月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の4倍の額（4月分）を限度として申請できるものとし、所長は、当該申請に係る額を1枚の給付券に記載し、一括して交付することができるものとする。

(台帳の整備)

第17条 所長は、用具の給付等の状況を明確にするため、重度障害者等日常生活用具給付（貸与）台帳（様式第8号）を整備するものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成18年告示第104号）

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第78号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年告示第30号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年告示第11号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第96号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年告示第11号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年8月27日告示第83号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第11条の規定は、この要綱の施行の日以後になされる申請に係る費用の負担について適用し、同日前になされた申請に係る費用の負担については、なお従前の例による。

附 則（平成27年1月26日告示第4号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年6月26日告示第57号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第38号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月4日告示第97号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年7月26日告示第91号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第3条、第4条、第12条、第16条関係）

種目	対象者	性能	備考	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者又は寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000円	8年
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害1級の者若しくは療育手帳Aの交付を受けた者で常時介護を必要とするもの（原則として3歳以上の者に限る。）又は寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害1級で常時介護を必要とする者（原則として学齢児以上の者に限る。）又は自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）で原則として3歳以上のもの	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	82,400円	5年
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者で下着交換等に当たって家族等他人の介助を必要とするもの（原則として学齢児以上の者に限る。）	介助者が障害児・者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000円	5年

		又は寝たきりの状態にある難病患者等			
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の者（原則として３歳以上の者に限る。）又は体幹機能に障害のある難病患者等	介護者が障害児・者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。 ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。		159,000 円 4 年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の者で原則として３歳以上の児童	原則として付属のテーブルをつけるものとする。		33,100 円 5 年
	訓練用ベッド	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の者（学齢児以上の児童に限る。）又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯したもの。		159,200 円 8 年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障害を有し入浴に介助を必要とする者（原則として３歳以上の者に限る。）又は入浴に介助を必要とする難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児・者又は介助者が容易に使用し得るもの。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		90,000 円 8 年
	便器	下肢若しくは体幹機能障害２級以上の者（原則として学齢児以上の者に限る。）又は常時介護を必要とする難病患者等	障害児・者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		4,450 円 ※5,400 円 ※便器に手すりをつけた場合 8 年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者であって原則として３	必要な強度と安定性を有するもので障害児・者が容易にしようし得るもので次の基本構造のもの。 ① 主体－木材	夜光材付とした場合は 410 円（全面夜光材付とした場合は 1,200 円）増しとする。	① 2,300 円 ② 3,100 円 3 年

	歳以上のもの	<p>外装—ニス塗装</p> <p>② 主体—軽金属</p> <p>外装—塗装なし</p>	<p>価格は、1本当たりのものとする。</p> <p>外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合260円増しとする。</p>		
移動・移乗 支援用具	<p>平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能障害を有し家庭内の移動等において介助を必要とする者（原則として3歳以上の者に限る。）又は下肢が不自由な難病患者</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。</p> <p>ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p> <p>ア 障害児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの。</p>		60,000円	8年
頭部保護 帽	<p>(1) 児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度若しくは最重度である者又は精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの。</p> <p>(2) 平衡機能、下肢又は体幹機能障害2級以上の者で、頻繁に転倒するも</p>	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。</p>	施設入所等可	15,500円	3年

	の				
特殊便器	<p>上肢障害２級以上の者若しくは療育手帳Aの交付を受けた者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの（原則として学齢児以上の者に限る。）又は上肢機能に障害のある難病患者等</p>	<p>足踏みペダルにて温水温風を出し得るもので、知的障害児・者を介護している者が容易に使用し得るもの。</p> <p>ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>		151,200 円	8 年
火災警報器	<p>児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳２級以上若しくは精神障害者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。</p>		15,500 円	8 年
自動消火器	<p>身体障害者手帳２級以上、療育手帳A若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は難病患者等で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。</p>		28,700 円	8 年
電磁調理器	<p>児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度</p>	<p>視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの。</p>		41,000 円	6 年

		又は最重度であって 18歳以上のもの及び 視覚障害2級以上 (盲人のみの世帯及び これに準ずる世帯)の者				
	歩行時間 延長信号 機用小型 送信機	視覚障害2級以上 であって原則として 学齢児以上のもの	視覚障害児・者が容易 に使用し得るもの。		7,000円	10年
	聴覚障害 者用屋内 信号装置	聴覚障害2級(聴 覚障害者のみの世帯 及びこれに準ずる世 帯で日常生活上必要 と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触 覚等により知覚できる もの。		87,400円	10年
在宅 療養 等支 援 用 具	透析液加 温器	腎臓機能障害3級 以上で自己連続携行 式腹膜灌流法(CA PD)による透析療 法を行うものであっ て原則として3歳以 上のもの	透析液を加温し、一定 温度に保つもの。	自己連続携行 式腹膜灌流法(C APD)患者であ ることの医師に よる証明書が必 要	51,500円	5年
	ネブライ ザー(吸入 器)	呼吸器機能障害3 級以上若しくは同程 度の身体障害者(原 則として学齢児以上 の者に限る。)又は難 病患者等であって、 必要と認められるも の ※ 学齢児未満及び 呼吸器機能障害3 級以上でない身体 障害者については、 医師の意見書 等により必要性が 認められる者	障害児・者が容易に使 用し得るもの。	呼吸器機能障 害3級以上でな いものについて は、医師による診 断書又は意見書 が必要	36,000円	5年
	電気式た ん吸引器	呼吸器機能障害3 級以上若しくは同程	障害児・者が容易に使 用し得るもの。	呼吸器機能障 害3級以上でな	56,400円	5年

	<p>度の身体障害者（原則として学齢児以上の者に限る。）又は難病患者等であって、必要と認められるもの</p> <p>※ 学齢児未満及び呼吸器機能障害3級以上でない身体障害者については、医師の意見書等により必要性が認められる者</p>		<p>いものについては、医師による診断書又は意見書が必要</p>		
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。	医師による診断書又は意見書が必要	17,000円	10年
盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）のものであって原則として学齢児以上のもの	視覚障害児・者が容易に使用し得るもの。		9,000円	5年
盲人用体重計	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの。		18,000円	5年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	<p>呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者（原則として学齢児以上の者に限る。）又は難病患者等であって、必要と認められるもの</p> <p>※ 学齢児未満及び呼吸器機能障害3級以上でない身体障害者については、医師の意見書</p>	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの		157,500円	5年

		等により必要性が認められる者			
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児・者又は肢体不自由児・者であって、発声・発語に著しい障害を有するもので原則として学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児・者が容易に使用し得るもの。		98,800円 5年
	情報・通信支援用具	視覚若しくは上肢機能障害2級以上の者又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者	情報機器（パーソナルコンピュータ等）の操作にかかる周辺機器及びソフト等であって障害者が容易に使用し得るもの。		100,000円 -
	点字ディスプレイ	(1) 視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）であって、必要と認められる者 (2) 視覚障害1級で職業上又は教育上必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。		383,500円 6年
	点字器	視覚障害2級以上のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもので次の基本構造のもの。 ① 標準型 A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製 ② 携帯用 A 32マス4行、片面書アルミニュー	価格は点筆を含むものであること	① A 10,800円 B 6,800円 ② A 7,500円 B 1,700円 標準型 7年 携帯型 5年

		ム製 B 32マス12行、 片面プラスチック ス製			
点字タイ プライタ ー	視覚障害2級以上 (本人が就労若しく は就学しているか又 は就労が見込まれる ものに限る)	視覚障害児・者が容易 に使用し得るもの。		63,100円	5年
視覚障害 者用ポー タブルレ コーダー	視覚障害2級以上 のものであって原則 として学齢児以上の もの	① 音声等により操作 ボタンが知覚又は認 識でき、かつ、DAI SY方式による録音 及び当該方式により 記録された図書の再 生が可能な製品であ って、視覚障害児・者 が容易に使用し得る もの。 ② 音声等により操作 ボタンが知覚又は認 識でき、かつ、DAI SY方式により記録 された図書の再生が 可能な製品であって、 視覚障害児・者が容易 に使用しえるもの。		①85,000円 ②35,000円	6年
視覚障害 者用活字 文書読上 げ装置	視覚障害2級以上 のものであって原則 として学齢児以上の もの	文字情報と同一紙面 上に記載された当該文 字情報を暗号化した情 報を読み取り、音声信号 に変換して出力する機 能を有するもので、視覚 障害児・者が容易に利用 し得るもの。		99,800円	6年
視覚障害 者用拡大 読書器	視覚障害児・者で あって、本装置によ り文字等を読むこと が可能になるもので	画像入力装置を読み たいもの(印刷物等)の 上に置くことで、簡単に 拡大された画像(文字		198,000円	8年

	原則として学齢児以上のもの（ただし、音声読書機能付きの場合は、視覚障害2級以上の者に限る）	等）をモニターに映し出せるもの（音声読書機能付きのものを含む。）。			
盲人用時計	視覚障害2級以上の者（ただし、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする）	視覚障害者が容易に使用し得るもの。		触読時計 10,300円 音声時計 13,300円	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児・者又は発声・発語に著しい障害を有するものであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児・者が容易に使用できるもの。		71,000円	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児・者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児・者が容易に使用し得るもの。		88,900円	6年
人工喉頭	喉頭摘出による音声機能を喪失した身体障害児・者	障害児・者が容易に使用し得るもので次の基本構造のもの。 ① 笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ピニ	①気管カニューレ付とした場合は3,100円増しとすること ②価格は、電池又は充電器を含む	①5,200円 ②72,300円	笛式 4年 電動式 5年

		<p>ール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。</p> <p>② 電動式</p> <p>顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。</p>	ものであること		
福祉電話 (貸与)	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	障害者が容易に使用し得るもの。		83,300円	—
ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能障害若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る)	障害者が容易に使用し得るもの。		7,700円	—
視覚障害者用ワードプロセッサ(共)	視覚障害児・者であって学齢児以上のもの	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能		1,030,000円	—

	同利用)		で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。			
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児・者	点字により作成された図書	点字図書給付事業実施要領により実施する。	一般図書価格との差額相当額	—
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマを造設した身体障害児・者	<p>障害者が容易に使用し得るもので次の基本構造のもの。</p> <p>① 消化器系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製</p> <p>② 尿路系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。 ラテックス製又はプラスチックフィルム製</p>	<p>価格は1ヶ所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であること。</p> <p>施設入所等可</p>	<p>① 8,900円</p> <p>②11,700円</p>	—
	紙おむつ I	<p>次のいずれかに該当する者であって3歳以上のもの</p> <p>(1) 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストーマの変形のためストーマ装具を装着することができない者</p> <p>(2) 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）</p>	障害者が容易に使用し得るもの。	<p>価格は月額であること。</p> <p>施設入所等可</p>	12,000円	—

	<p>に起因する神経障害による高度の排尿機能障害者又は高度の排便障害のある者</p> <p>(3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者</p> <p>(4) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者</p>				
紙おむつ II	<p>身体障害2級以上の者又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度若しくは最重度である者であつて、次のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 3歳以上65歳未満の在宅で医師意見書等により常時失禁と確認できる者</p> <p>(2) 生計中心者が所得税非課税の者</p>	<p>障害者が容易に使用し得るもの。</p>	<p>価格は月額であること。</p>	12,000円	—
収尿器	<p>高度の排尿機能障害児・者</p>	<p>障害者が容易に使用し得るもので次の基本構造のもの。</p> <p>① 男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものと</p>	<p>女性用簡易型は採尿袋20枚を1組とする。</p>	<p>① A8,000円 B5,900円</p> <p>② A8,800円 B6,100円</p>	1年

		する。 ラテックス製又は ゴム製 A 普通型 B 簡易型 ② 女性用 A 普通型 耐久性ゴム製採 尿袋を有するもの。 B 簡易型 ポリエチレン製 の採尿袋導尿ゴム 管付		
--	--	--	--	--

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚し時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

別表第2（第11条関係）

利用者負担上限額

区分	上限額	要件
生活保護	0円	生活保護世帯に属する者
非課税世帯	15,000円	市町村民税非課税世帯
課税世帯	37,200円	市町村民税課税世帯

備考 利用者負担上限額の世帯の範囲は、給付等の対象者及び同一の世帯に属する配偶者とする。給付等の対象者が18歳未満の場合は生計中心者とする。

住宅改修費給付事業実施要領

(目的)

第1条 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度障害者が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を給付することにより地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 住宅改修費給付事業の対象者は、市内に居住し、次のいずれかの要件を満たす重度障害者であって、住環境の改善を行う必要があるものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく住宅改修費の支給を受けられる者については、対象者から除く。

- (1) 下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の者であって、障害程度等級3級以上のもの（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害を有する者に限る。）
- (2) 視覚、上肢又は内部障害を有する障害程度等級2級以上の者（内部障害を有するものについては、医師の意見書等により住宅改修の必要性が認められる者に限る。）
- (3) 難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げる特殊の疾病による障害の程度が継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の者をいう。以下同じ。）（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害を有する者に限る。）

(住宅改修費の範囲)

第3条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け

- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) 浴槽の改良、シャワー等の補助設備の設置
- (7) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(住宅改修費の給付要件)

第4条 住宅改修費の給付は、障害者等が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ身体の状態、住宅の状況等を勘案して所長が必要と認める場合に給付するものとする。

(申請)

第5条 住宅改修費の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅改修費給付申請書(様式第1号)を所長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、申請者が難病患者等であるときは、前項に規定する申請書に難病患者等住宅改修費給付診断書(様式第2号)を添付しなければならない。ただし、申請者が現に他の事業の提供を受けており、症状等の確認ができる場合は、これを省略することができる。

(調査)

第6条 所長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、住宅改修費給付調査書(様式第3号)を作成し、住宅改修費の給付の可否を決定しなければならない。

(決定)

第7条 所長は、前条の調査により住宅改修費の給付を決定したときには、住宅改修費給付決定通知書(様式第4号)により、住宅改修費の給付を却下したときは、住宅改修費給付却下通知書(様式第5号)により、それぞれの申請者に通知するものとする。

- 2 所長は、前項の規定により住宅改修費の給付を決定したときは、住宅改修費給

付券（様式第6号。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（業者への通知）

第8条 所長は、住宅改修費の給付を決定したときは、住宅改修委託通知書（様式第7号）により住宅改修業者（以下「業者」という。）に通知するものとする。

（住宅改修費の給付）

第9条 前条第1項の規定により住宅改修費の給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、業者に給付券を提出して住宅改修費の給付を受けるものとする。

（費用の負担）

第10条 給付決定者又はこの者を扶養する者（以下「納入義務者」という。）は、当該給付に要する費用の1割を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額（以下「自己負担額」という。）の上限額は、別表に定める。

（業者への支払い）

第11条 所長は、業者から住宅改修費の給付に係る費用の請求があったときは、当該給付に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、住宅改修費の給付に要した費用は、20万円を範囲内とする。

（費用の返還）

第12条 所長は、虚偽その他不正な手段により住宅改修の給付を受けた者がいるときは、当該住宅改修費の給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

附 則（平成18年告示第112号）

この要領は、平成18年10月1日から施行し、同日以降の住宅改修に係る分から適用する。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第97号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年7月26日告示第92号）

（施行期日）

- 1 この要領は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表

利用者負担上限額

区分	上限額	要件
生活保護	0円	<u>生活保護世帯</u> に属する者
非課税世帯	15,000円	<u>市町村民税非課税世帯</u>
課税世帯	37,200円	市町村民税課税世帯

備考 利用者負担上限額の世帯の範囲は、給付等の対象者及び同一の世帯に属する配偶者とする。給付等の対象者が18歳未満の場合は生計中心者とする。